

日時：令和5年4月12日（水）14：40～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、

松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、吉屋参事官、

栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○伊藤企画官 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第239回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つございます。

議題1「地方公共団体における個人情報保護法施行条例の整備状況に係る調査結果等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題1について御説明させていただきます。

本議題は、先月3月29日の委員会でも御報告させていただきましたとおり、地方公共団体における個人情報保護法施行条例の整備状況について、令和5年4月1日時点の状況を調査し、結果を取りまとめたものでございます。また、併せて、調査結果を踏まえた今後の対応等について御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。構成としては、「1.個人情報保護法施行条例の整備状況に係る調査結果（速報）」「2.個人情報保護法施行条例等の措置がなされていない団体への対応等について」及び「3.条例届出・公表システムを通じた条例の届出状況」の3点について御報告させていただく内容となっております。

資料の1ページ目を御覧ください。まず、1つ目です。お手元の資料の1ページ目にございますとおり、令和4年度に実施した継続的な調査で、調査対象の全ての地方公共団体において法施行条例の整備が令和4年度内に完了するとされていたことを踏まえ、令和3年改正個人情報保護法が全面施行された令和5年4月1日時点における法施行条例の整備状況について調査を行いました。

資料の2ページ目を御覧ください。まず、都道府県47団体及び市区町村1,741団体については、その全団体において法施行条例の整備を昨年度、すなわち本年3月31日までに措置いただきました。

続いて、資料の3ページ目を御覧ください。一部事務組合及び広域連合につきましては、4月11日の取りまとめ時点では一部未回答のものがございしますが、ほとんどの団体において措置済みである一方、未措置の団体が現時点で21団体ございました。措置が間に合わなかった団体について、委員会事務局から個別に間に合わなかった事情と今後の予定等について確認いたしました。その結果は、資料3ページ目の下段枠囲いにあるとおりです。

事情については、具体的には、「関係機関との協議に時間を要したため」が12団体、「他の業務で多忙であったため」が8団体、「規則で対応済みと誤認していた団体」が1団体ございました。

また、今後の予定等についても確認したところ、「令和5年度の最初の議会に上程を予定している団体」が14団体、「その他の団体」が7団体となっております。なお、全地方公共団体の当該調査における結果については、別添のとおりとなっております。

こうした状況を踏まえまして、2つ目のテーマであります「個人情報保護法施行条例等の措置がなされていない団体への対応等について」、御説明いたします。

資料の4ページ目を御覧ください。まず、法施行条例の措置がなされていない団体については、少なくとも開示請求の手数料に係る規定が置かれていないこととなります。しかし、その場合でも、開示請求者は手数料を納めることなく開示請求を行うことができますので、条例の規定がなくとも開示請求の対応を行っていく必要があります。その点も併せて当該団体に対して説明していくとともに、委員会資料として公表することによって、国民の方々に対しても開示請求ができる点を明らかにしたいと考えております。

次に、法施行条例等の措置がなされていない団体に対しては、法施行条例の早急な整備の必要性に加え、上記開示請求が可能である旨について住民の方々に御理解いただくこと、法施行条例の整備がなされていない間でも開示請求の対応を行うことを改めて通知・説明したいと考えております。また、今後も団体の条例の整備予定等を確認しつつ、速やかに法施行条例の整備を行うよう、引き続き個別アプローチを行ってまいりたいと考えております。

資料の5ページ目を御覧ください。最後の3つ目になります。こちらは御報告でございます。条例届出・公表システムを通じた地方公共団体からの条例の届出状況についてです。既に3月29日の委員会において御報告したとおり、昨年度に条例届出・公表システムを整備し、全国の地方公共団体から法施行条例や個人情報保護審査会条例等の届出の受付を行っているところです。既に2,050の地方公共団体から3,434件の条例の届出がなされており、形式審査が完了した届出条例630件について公表を行ったところです。今後、形式審査が完了したものを順次公表していく予定となっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

なお、本日の資料については、委員会終了後、当委員会のホームページにて公表することを予定しております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 御報告いただいた調査結果とそれを踏まえた今後の対応について、コメントを申し上げます。

事務局から、令和5年4月1日時点の地方公共団体における個人情報保護法施行条例の整備状況に係る調査結果と今後の対応等について報告がありました。まず、47の都道府県及び1,741の市区町村については、その全団体において、令和3年改正個人情報保護法の施行に当たり、法施行条例等の措置を本年3月31日までに完了いただき、4月1日時点で施行されているとの報告がありました。これまでの対応について御協力いただいた各地方公共団体の皆様に感謝を申し上げます。

次に、一部事務組合及び広域連合については、回答のあった団体のうち、ほとんどの団体において法施行条例等の措置が完了し、4月1日時点で施行されている一方、措置が間に合わなかった団体が21団体あったとの報告もいただきました。従来から、全ての団体において法施行条例等の措置が昨年度内に完了すると予定されていたところ、年度末にかけて団体ごとの様々な事情等があったと思料いたしますが、法施行条例等の措置が間に合わなかった一部事務組合等においては、今後、早急にその措置を完了していただきたいと思っております。

事務局においては、引き続きそうした未整備団体に対して法施行条例の整備の必要性や開示請求が可能である旨を改めて通知・説明するとともに、早期の条例整備に向けた働きかけや伴走型の支援を実施することを期待します。

本日は「速報」としての報告と聞いており、引き続き、「未回答」の団体についても結果を取りまとめ、改めてその全容を委員会に報告いただきたいと思っております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「認定個人情報保護団体の認定について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和5年3月29日付で、一般社団法人LBMA Japanより、個人情報の保護に関する法律第47条第1項及び第2項に規定する認定個人情報保護団体（特定分野型認定団体）の認定に係る申請がなされております。

資料のとおり、同団体は、同団体と会員が様々な立場で意見集約、情報収集を行い、同団体が企画・開催する委員会・会合を通じて、位置情報データの利用促進、社会課題の解

決、位置情報業界の発展を目的とする団体です。

また、申請時点での対象事業者は34社です。

同団体からの申請を受け、個人情報の保護に関する法律第49条及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）」等に基づいて審査を行っております。

資料の別添1は、個人情報の保護に関する法律施行令第14条に定められた、申請のために委員会に提出すべき書類が提出されているかを確認した結果を記載したものであり、不備は認められませんでした。

次に、資料の別添2は、個人情報の保護に関する法律第49条各号に定められた認定の基準に基づき審査をした結果を記載したものであり、いずれも適合するものと認められます。

同団体を認定個人情報保護団体として認定した場合には、個人情報の保護に関する法律第47条第1項及び第2項に基づき認定する旨を別添3の認定通知文書により通知するとともに、登録免許税法第2条に基づいて課される登録免許税について、同法第20条第2項に基づき、納付の期限及び書類を定め、別添4のとおり通知することとしたいと存じます。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり一般社団法人LBMA Japanを認定個人情報保護団体として認定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「日EU相互認証に係る共同レビューの完了について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 御説明いたします。

資料3の1ページ目を御覧ください。まず、日EU相互認証の共同レビューの完了につきまして、御説明いたします。2021年に開始しました、EUとの相互認証のレビューに関し、本年3月22日に開催されました第237回個人情報保護委員会において、見直しに関する報告書を採択し、個人情報保護法第28条に基づくEUへの外国指定を継続する旨を決定いたしました。また、欧州委員会は、本年4月3日にレビューに係る報告書を採択し、GDPR第45条に基づく日本への十分性認定を継続する旨を決定いたしました。これらにより、

レビューを完了いたしました。

レビュー完了の機会を捉え、欧州委員会のレンデルス委員が来日し、本年4月4日に丹野委員長と面会いたしました。レビュー完了及び今後の協力強化、特にEUによる十分性認定の学術研究分野、公的部門への拡大についての共同プレス声明を発出しております。

次に、資料3の2ページ目を御覧ください。十分性認定の学術研究分野、公的部門への拡大について御説明いたします。現在、EUからの十分性認定の対象は民間部門のみであり、学術研究分野、公的部門についてはその対象外となっております。令和3年改正により、個人情報保護法の適用範囲が学術研究分野、公的部門へと拡大しましたところ、EUに対して学術研究分野、公的部門も十分性認定の対象に追加するよう働きかけを行ってまいりました。また、我が国の大学、行政機関等からも拡大を望む声がございました。

このたびの会談で、我が国とEUは、EUによる我が国への十分性認定の範囲を学術研究分野、公的部門に拡大する可能性を検討することで合意いたしました。

次に、資料3の3ページ目を御覧ください。日英間の相互認証につきましては、本年3月22日に開催されました第237回個人情報保護委員会において見直しに関する報告書を採択し、個人情報保護法第28条に基づく英国の外国指定を継続する旨を決定いたしました。これにより、日英間における相互認証も継続されております。

英国からの十分性認定の対象は、EU同様に民間部門のみであり、学術研究分野、公的部門についてはその対象外となっております。今後、英国に対しても十分性認定の対象に追加するよう働きかけを行っていく予定であります。

御説明は以上です。

○丹野委員長 御報告ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員、お願いいたします。

○大島委員 ただいま御報告いただきました、丹野委員長と欧州委員会のレンデルス委員の対談には、私も出席させていただきました。レンデルス委員とは、2021年10月にオンラインで行われました共同レビュー会合を共に主催しましたが、このたびは当委員会にお迎えすることとなり、共同レビューの完了を共に確認できたことは大変印象深いところであります。

当日の会談は大変和やかであり、かつ、実りの多い議論となりました。レンデルス欧州委員からは、OECDやG7等の国際的な場におけるこれまでの日EU間の協力関係に関しても言及があり、誠に意義深いものと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ほかに御質問、御意見等はございますでしょうか。なければ、私からも一言申し上げたいと思います。

今回の会談は、幅広い観点から意見交換を行いました。大島委員からの発言のとおり、

非常に充実した議論となりました。会談終了後には、レンデルス委員とともに共同記者会見を実施いたしましたし、2019年1月の日EU相互認証の枠組みの発効以降初めてのレビューでありましたが、双方の個人情報保護制度が引き続き「同等」であることを内外に発信することができましたため、大変に意義のある機会だったと思っております。また、その際、今後の協力の方向性について一致したことも発表することができました。

我が国とEUは共通の価値観を共有しており、今後も国際舞台において協力を進めていくこと、また、二者間においてはEUによる我が国への十分性認定の範囲を学術研究分野や公的部門に拡大する可能性を検討することで合意いたしました。

今後は、しっかりとその協議を進めるとともに、より一層緊密な協力関係を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

それでは、ほかに質問等がないようですので、先に進めます。

本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。